

構造計算適合性判定に係る 事前相談・事前協議の実施について

〔指定構造計算適合性判定機関〕

一般財団法人 石川県建築住宅センター

建築確認申請の際に構造計算適合性判定を要する建築物について、構造計算適合性判定が円滑に行われることを目的として、特定行政庁、指定確認検査機関と連携を図り、構造計算適合性判定申請前に計画中の建築物の構造計算について、工学的な判断等に関する事前相談・事前協議を実施いたします。

1. 対象建築物

当センターが構造計算適合性判定を実施する建築物

・高さが60m以下の全ての建築物

※ ・石川県内に建築される建築物に限ります。
・上記について、いずれも限界耐力計算等特殊な構造計算による建築物を除きます。
また、当センターが処理することが困難な建築物を除きます。

なお、この事前相談・事前協議は設計者等の要望があった場合に実施し、全ての建築物に義務づけるものではありません。

2. 事前相談・事前協議の内容

モデル化や諸数値の設定など構造計算に関する工学的な判断を要する事項について、設計者等の判断・考え方を具体的に示していただき、その内容が適切かどうかを回答します。

なお、上記の工学的判断を要しない部分については、特定行政庁や指定確認検査機関に確認して下さい。

3. 相談等費用・その他留意事項

相談・協議にかかる費用は無料です。また、構造計算適合性判定申請後の詳細な審査により質疑等が生じることや、法律、告示、技術的助言等の変更により、事前相談・事前協議時の回答が有効で無くなる場合があります。

4. 手続き

- ①事前相談・事前協議申請書（様式－1）を当センターのホームページよりダウンロードして使用して下さい。
- ②申請書の申請者名は、意匠設計者、または、構造設計者のどちらでも構いません。（押印して下さい。）
- ③担当者名は構造設計者とその連絡先を記入して下さい。

・その他実施方法等については次頁以降を参照して下さい。

＜事前相談・事前協議＞（当センター直接申請）

事前相談・事前協議申請書（様式－１）及び相談・協議内容を説明する図面等の資料を、当センター構造判定課に１部提出して下さい。

1) 実施方法

- ・原則として書面のみにより事前相談・事前協議を実施します。
ただし、必要に応じてヒアリングの実施も行います。

イ) 書面のみによる事前相談・事前協議（「事前相談・事前協議申請書」様式－１）

- ・相談・協議内容に対し、書面にて回答します。

ロ) ヒアリングによる事前相談・事前協議

- ①上記イ)の書面に加え、設計者がヒアリングを希望した場合のうち、内容に応じて、当センターがヒアリングが必要であると判断した場合に実施します。
- ②ヒアリングの実施にあたっては、原則として、担当判定員を決めて対応することとし、事前に設計者と日程調整します。
- ③ヒアリングの時点で即答できない項目があった場合は、後日、書面にて回答します。

2) 提出図書

イ) 「事前相談・事前協議申請書」（様式－１）－必要事項を記入して下さい。 （ヒアリングの希望の有無含む）

ロ) 提出図面（平面図、立面図、断面図、構造軸組図、モデル化図 等）

- ・その他設計者が必要と判断したもの

ハ) 相談・協議内容とそれに対する設計者の考え方等を明記したもの

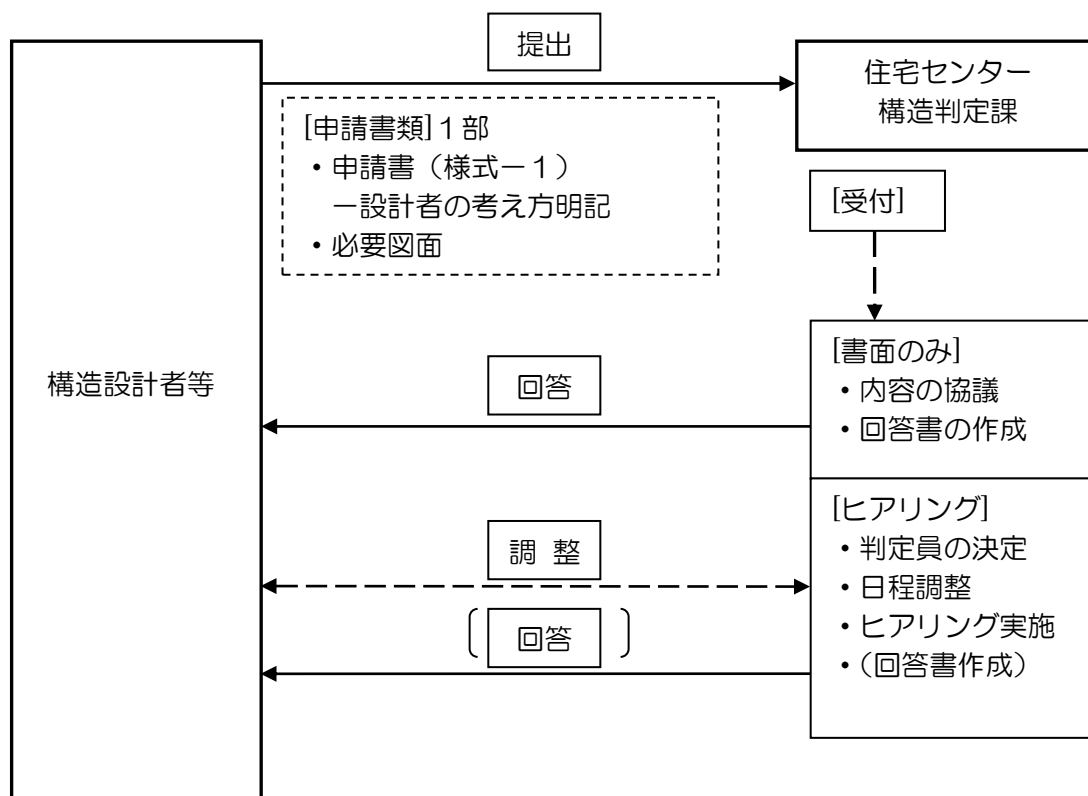
以上、イ) からハ) の書類を1部作成し、提出して下さい。

3) 注意事項

- ・設計者等の判断・考え方を具体的に示して下さい。
原則、設計者等の判断・考え方に対して、妥当かどうかの判断をしますので、「どうしたらいいか」等の質問にはお答えできません。

※ 次ページの【事前相談・事前協議 フロー図】を参考にして下さい。

【事前相談・事前協議 フロー図】（当センター直接申請）



【問い合わせ先】

(一財) 石川県建築住宅センター 構造判定課

TEL 076-262-6626

FAX 076-260-8476

E-mail tekihan@ikjc.jp